

# 重要事項説明書

## 1. 事業者

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 法人名    | 公益社団法人 北九州市八幡医師会             |
| 代表者名   | 会長 西田 英一                     |
| 所在地    | 〒805-0062 北九州市八幡東区平野 2丁目1番1号 |
| 電話番号   | 093-661-6035                 |
| FAX 番号 | 093-661-1510                 |

## 2. 事業所の概要

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 事業所の種類   | 指定介護予防支援事業所                  |
| 事業所の名称   | 八幡医師会介護保険総合センター              |
| 事業所所在地   | 〒805-0062 北九州市八幡東区平野 2丁目1番1号 |
| 電話番号     | 093-681-3311                 |
| FAX 番号   | 093-681-3317                 |
| 介護保険指定番号 | 4070600228                   |
| 管理者氏名    | 若杉 麻紀                        |
| 開設年月日    | 平成11年11月1日                   |
| サービス提供区域 | 八幡東区・八幡西区                    |

## 3. 事業の目的と運営方針

### 1) 基本理念

保健・医療・福祉の連携のもと、公正中立の立場で、確かな知識と技術、誇りをもって、利用者のご家族の安寧な在宅生活に寄与する。

### 2) 事業の目的

公益社団法人北九州市八幡医師会が運営する八幡医師会介護保険総合センターは、要介護状態にある利用者に対し適切な「介護予防サービス計画」を作成するとともに、その計画に従ったサービスが適切に提供されるよう、指定介護予防サービス事業者と連絡調整を図るなど利用者のご家族が安寧な在宅生活を送れるよう指定介護予防支援を提供します。

### 3) 運営方針

- (1) 事業は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう適切なサービスが提供されるよう配慮します。
- (2) 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- (3) 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう公平かつ中立に実施します。

- (4) 事業は、ケアプランに位置付けるサービス事業所に関し、利用者の求めに応じ複数の事業所を紹介します。また、利用者より当該事業所を位置付けた理由を求められた場合は説明を行ない、理解が得られるよう努めます。
- (5) 事業は、利用者が入院した場合、利用者又はその家族より担当介護支援専門員の氏名等を入院先に伝えるよう依頼し、医療機関との連携促進を図ります。
- (6) 事業は、関係市町村、地域包括支援センター等地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- (7) 事業は、「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって、個人情報の保護に努めます。
- (8) 従業員の内部研修の実施、また外部での研修受講を奨励しています。
- (9) 事業は、利用者又は他の利用者等の生命また身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 4. 事業所の職員体制

| 職種                 | 常勤     | 非常勤  | 業務内容                 |
|--------------------|--------|------|----------------------|
| 管理者<br>(主任介護支援専門員) | 1名(兼務) | —    | 業務を統括<br>ケアマネジメントも担当 |
| 介護支援専門員            | 2名以上   | 1名以上 | ケアマネジメントを担当          |
| 事務職員               | 1名     | 1名   | 事務業務を担当              |

#### 5. 営業日

| 営業日     | 営業時間      | *24時間連絡可能な体制をとっています。 |
|---------|-----------|----------------------|
| 月曜日～金曜日 | 午前9時～午後5時 |                      |

(但し、国民の休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は除く)

#### 6. サービスの内容

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 要支援認定の申請代行
- (3) 施設入所支援
- (4) 給付管理表の作成

#### 7. サービス利用料及び利用者負担

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されるのでご契約者の利用料負担はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月につき下記サービスの利用料金を全額一度お支払いください。その際、指定介護予防支援提供証明書を発行します。指定介護予防支援提供証明書を後日各区の窓口へ提出しと保険給付分の払い戻しを受けられます。

|           |          |
|-----------|----------|
| 介護予防支援(Ⅱ) | 4,819円/月 |
|-----------|----------|

下記の加算は該当した場合に算定致します。

|            |          |
|------------|----------|
| 介護予防支援初回加算 | 3,063円/月 |
|------------|----------|

## 8. その他の利用料

- (1) 2. のサービス提供区域にお住まいの方の交通費は無料です。それ以外の地域の方は、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の料金をお支払いいただきます。

通常の事業実施地域を越えた地点から、往復 400 円

- (2) その他の費用は月毎の精算とし、翌月 15 日頃にご請求いたします。  
25 日までに指定の口座へお振込みをお願いいたします。ご入金確認後、領収書を発行いたします。

## 9. 苦情申し立て先

- (1) サービスや個人情報の取り扱いに関する相談・苦情について、次の窓口で対応いたします。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 利用者相談窓口<br>(八幡医師会<br>介護保険総合センター) | 担当者 : 若杉 麻紀<br>利用時間 : 平日 午前 9 時～午後 5 時<br>利用方法 : 電話 093-681-3311<br>来所 (所在地 八幡東区平野 2 丁目 1-1)<br>※来所をご希望の場合は日時をお知らせ下さい |
|----------------------------------|---|

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

|   |  |
|---|--|
| 八幡東区役所 保健福祉課<br>高齢者・障害者相談コーナー<br>介護保険担当 | 所在地 北九州市八幡東区中央 1-1-1<br>電話番号 093-671-0801 (内 472) F A X 093-662-2781<br>対応時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時       |
| 八幡西区役所 保健福祉課<br>高齢者・障害者相談コーナー<br>介護保険担当 | 所在地 北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号<br>電話番号 093-642-1441 (内 472) F A X 093-642-2941<br>対応時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 |
| 福岡県国民健康<br>保険団体連合会介護保険課<br>介護サービス相談係    | 所在地 福岡市博多区吉塚本町 13-47<br>電話番号 092-642-7859 F A X 092-642-7857<br>対応時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時               |

## 10. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 11. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。



<利用者代理人（選任した場合）>

氏 名

印

---